

○ 保険業法第百六条第七項等の規定に基づき、従属業務を営む会社が主として保険会社若しくは保険持株会社又はそれらの子会社のために従属業務を営んでいるかどうかの基準等を定める件（平成十四年三月二十九日金融庁告示第三十八号）

改 正 案	現 行
<p>（保険会社等の従属業務を営む会社が保険会社又はその子会社等のために営む従属業務等に関する基準）</p> <p>第二条 保険会社、少額短期保険業者又は保険業を行う外国の会社の従属業務のために従属業務を営む会社が、主として当該保険会社又はその子会社等（当該保険会社の特定保険子会社、保険持株特定保険子会社、保険会社集団又は保険持株会社集団（規則第五十六条第四項第三号に規定する保険持株会社集団をいう。次項において同じ。）をいう。以下この条から第五条までにおいて同じ。）の行う業務のためにその業務を営んでいるかどうかの基準は、次に掲げる基準とする。</p> <p>一 （略）</p>	<p>（保険会社等の従属業務を営む会社が保険会社又はその子会社等のために営む従属業務等に関する基準）</p> <p>第二条 保険会社、少額短期保険業者又は保険業を行う外国の会社の従属業務のために従属業務を営む会社が、主として当該保険会社又はその子会社等（当該保険会社の特定保険子会社、保険持株特定保険子会社、保険会社集団又は保険持株会社集団（規則第五十六条第四項第三号に規定する保険持株会社集団をいう。次項において同じ。）をいう。以下この条から第五条までにおいて同じ。）の行う業務のためにその業務を営んでいるかどうかの基準は、次に掲げる基準とする。</p> <p>一 （略）</p>
<p>二 規則第五十六条の二第一項第二十三号に掲げる業務を営む会社は、次に掲げるいずれかの要件を満たしていること。</p> <p>イ 当該保険会社及びその子会社（当該保険会社により総株主等の議決権の総数を保有されているものに限る。）により、その総株主等の議決権の総数（法令により当該議決権の数について一つの会社が保有できる範囲が定められている場合においてはその上限）を保有している会社であること。</p>	<p>二 規則第五十六条の二第一項第二十三号に掲げる業務を営む会社は、当該保険会社及びその子会社（当該保険会社により総株主等の議決権の総数を保有しているものに限る。）により、その総株主等の議決権の総数（法令により当該議決権の数について一つの会社が保有できる範囲が定められている場合においてはその上限）を保有している会社であること。</p>

口 当該会社の資金調達額の総額の百分の五十以上の額について

当該保険会社及びその子会社（当該保険会社により総株主等の議決権の総数を保有されている者に限る。）が資金を供給している会社であること。

2

前項の従属業務を営む会社が、主として当該保険会社又はその子会社等及び他の保険会社又はその保険会社集団若しくは保険持株会社集団（以下この項において、「保険会社に係る集団」という。）の行う業務のためにその業務を営んでいるかどうかの基準は、次に掲げる基準とする。

一（略）

二 規則第五十六条の二第一項第二十三号に掲げる業務を営む会社は、次に掲げるいずれかの要件を満たしていること。

イ 当該保険会社及びその子会社（当該保険会社により総株主等の議決権の総数を保有されているものに限る。）により、その総株主等の議決権の総数（法令により当該議決権の数について一つの会社が保有できる範囲が定められている場合においてはその上限）を保有されている会社であること。

ロ 当該会社の資金調達額の総額の百分の五十以上の額について当該保険会社及びその子会社（当該保険会社により総株主等の議決権の総数を保有されている者に限る。）が資金を供給している会社であること。

2

前項の従属業務を営む会社が、主として当該保険会社又はその子会社等及び他の保険会社又はその保険会社集団若しくは保険持株会社集団（以下この項において、「保険会社に係る集団」という。）の行う業務のためにその業務を営んでいるかどうかの基準は、次に掲げる基準とする。

一（略）

二 規則第五十六条の二第一項第二十三号に掲げる業務を営む会社は、当該保険会社及びその子会社（当該保険会社により総株主等の議決権の総数を保有されているものに限る。）により、その総株主等の議決権の総数（法令により当該議決権の数について一つの会社が保有できる範囲が定められている場合においてはその上限）を保有されている会社であること。

(保険会社の従属業務を営む会社が保険会社のために営む従属業務に関する基準)

第六条 法第百六条第四項の場合において、保険会社の行う業務のために従属業務を営む会社が、主として当該保険会社の行う業務のためにその業務を営んでいるかどうかの基準は次に掲げる基準とする。

一 (略)

二 規則第五十六条の二第一項第二十三号に掲げる業務を営む会社は、次に掲げるいずれかの要件を満たしていること。

イ 当該保険会社及びその子会社（当該保険会社により総株主等の議決権の総数を保有されているものに限る。）により、その総株主等の議決権の総数（法令により当該議決権の数について一つの会社が保有できる範囲が定められている場合においてはその上限）を保有されている会社であること。

ロ 当該会社の資金調達額の総額の百分の五十以上の額について当該保険会社及びその子会社（当該保険会社により総株主等の議決権の総数を保有されている者に限る。）が資金を供給している会社であること。

(保険会社の従属業務を営む会社が保険持株会社の保険持株会社に関する基準)

(保険会社等の従属業務を営む会社が保険持株会社の保険持株会社集団のために営む従属業務等に関する基準)

第七条 保険会社、少額短期保険業者又は保険業を行う外国の会社の行う業務のために従属業務を営む会社が、主として当該保険持株会

(保険会社等の従属業務を営む会社が保険持株会社の保険持株会社集団のために営む従属業務等に関する基準)

(保険会社等の従属業務を営む会社が保険持株会社の保険持株会社集団のために営む従属業務等に関する基準)

第七条 保険会社、少額短期保険業者又は保険業を行う外国の会社の行う業務のために従属業務を営む会社が、主として当該保険持株会

社の保険持株会社集団（規則第二百十条の七第一項第一号の二に規定する保険持株会社集団をいう。以下この項において同じ。）の行う業務のためにその業務を営んでいるかどうかの基準は、次に掲げる基準とする。

一 （略）

二 規則第二百十条の七第二項第二十三号に掲げる業務を営む会社は、次に掲げるいづれかの要件を満たしていること。

イ 当該保険持株会社及びその子会社（当該保険持株会社により

総株主等の議決権の総数を保有されているものに限る。）により、その総株主等の議決権の総数（法令により当該議決権の数について一の会社が保有できる範囲が定められている場合においてはその上限）を保有されている会社であること。

ロ 当該会社の資金調達額の総額の百分の五十以上の額について

当該保険持株会社及びその子会社（当該保険持株会社により総株主等の議決権の総数を保有されている者に限る。）が資金を供給している会社であること。

2

前項の従属業務を営む会社が、主として当該保険持株会社の保険持株会社集団（規則第二百十条の七第一項第一号の二に規定する保険持株会社集団をいう。）及び保険会社（当該保険持株会社の子会社である保険会社を除く。）若しくはその保険会社集団若しくは保険持株会社集団（規則第五十六条第四項第三号に規定する保険持株会社集団をいう。）又は他の保険持株会社の保険持株会社集団（規則第二百十条の七第一項第一号の二に規定する保険持株会社集団を

社の保険持株会社集団（規則第二百十条の七第一項第一号の二に規定する保険持株会社集団をいう。以下この項において同じ。）の行う業務のためにその業務を営んでいるかどうかの基準は、次に掲げる基準とする。

一 （略）

二 規則第二百十条の七第二項第二十三号に掲げる業務を営む会社は、当該保険持株会社及びその子会社（当該保険持株会社により

総株主等の議決権の総数を保有されているものに限る。）により、その総株主等の議決権の総数（法令により当該議決権の数について一の会社が保有できる範囲が定められている場合においてはその上限）を保有されている会社であること。

2

前項の従属業務を営む会社が、主として当該保険持株会社の保険持株会社集団（規則第一百十条の七第一項第一号の二に規定する保険持株会社集団をいう。）及び保険会社（当該保険持株会社の子会社である保険会社を除く。）若しくはその保険会社集団若しくは保険持株会社集団（規則第五十六条第四項第三号に規定する保険持株会社集団をいう。）又は他の保険持株会社の保険持株会社集団（規則第二百十条の七第一項第一号の二に規定する保険持株会社集団を

いう。) (以下この項において「保険持株会社に係る集団」という。) の行う業務のためにその業務を営んでいるかどうかの基準は、次に掲げる基準とする。

一 (略)

二 規則第二百十条の七第二項第二十三号に掲げる業務を営む会社は、次に掲げるいずれかの要件を満たしていること。

| イ 当該保険持株会社及びその子会社(当該保険持株会社により総株主等の議決権の総数を保有されているものに限る。)により、その総株主等の議決権の総数(法令により当該議決権の数について一の会社が保有できる範囲が定められている場合においてはその上限)を保有されている会社であること。

| ロ 当該会社の資金調達額の総額の百分の五十以上の額について当該保険持株会社及びその子会社(当該保険持株会社により総株主等の議決権の総数を保有している者に限る。)が資金を供給している会社であること。

いう。) (以下この項において「保険持株会社に係る集団」という。) の行う業務のためにその業務を営んでいるかどうかの基準は、次に掲げる基準とする。

一 (略)

二 規則第二百十条の七第二項第二十三号に掲げる業務を営む会社は、当該保険持株会社及びその子会社(当該保険持株会社により総株主等の議決権の総数を保有されているものに限る。)により、その総株主等の議決権の総数(法令により当該議決権の数について一の会社が保有できる範囲が定められている場合においてはその上限)を保有されている会社であること。